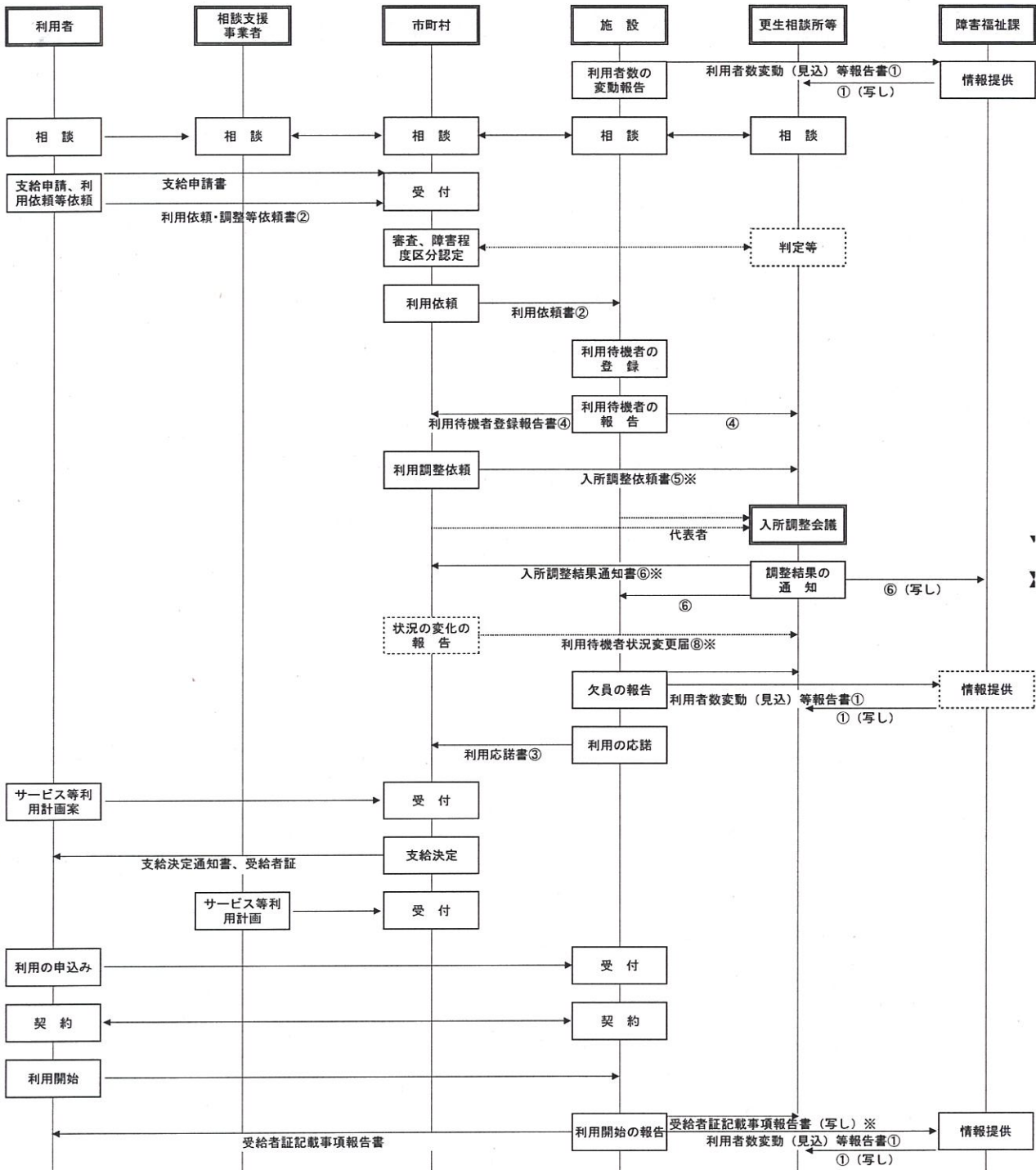


利用事務（利用調整事務を含む。）のフロー



注1 丸数字は、事務取扱要領において規定する様式の番号。  
 2 ※は、入所調整会議の主宰者（利用者の居住地を所管する更生相談所が異なる場合は当該当該更生相談所を経由。ただし、新潟市については除く。）に送付する。  
 3 利用の応諾に当たり、利用待機者が一の市町村にしかない場合は、当該市町村と連絡調整を行う。